

新商品・サービス開発伴走型支援事業委託仕様書

1 業務名

新商品・サービス開発伴走型支援事業（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結の日から、令和6年3月31日とする。

3 履行場所

広島県内

4 業務目的

広島県は、県内産業の付加価値拡大や競争力強化に向け、創業まもない企業（個人事業主含む）の成長並びに中小・中堅企業等における新事業展開や第二創業を活性化することで、将来における地域の中核的企業を育成することを目指している。

しかしながら多くの県内企業等においては、自社製品の開発や新規事業への進出に取り組みたくても、時代のニーズを捉えたアイデアを考えて具現化し、商品として磨き上げ、市場に投入するまでに必要な知識や経験、人手が不足し、具体的な活動を進める上ではハードルが高い。

本業務はこうした課題を解決するため、アイデアや技術力を持つ県内企業等を対象に、新たな社会的価値の創造を後押しするプログラムを企画・実施する。

5 業務内容

(1) 対象企業

アイデアや技術力を有する県内企業等のうち、新商品・サービスの開発に取り組んでいる、もしくは取り組みを考えている事業者を応募企業の中から8社程度選定する。

なお、イノベーション推進チームイノベーション環境整備グループが企画実施中のアクセラレーションプログラム等とは対象者やテーマが重複しないように留意し、本プログラムのポジショニングを明確にしたうえで、参加者の募集等を行うこと。

- ・ひろしまユニコーン10

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/247/hiroshima-unicorn10sa2023.html>

- ・Camps アクセラレーションプログラム

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/innovation-event/cap7.html>

(2) プログラムの実施要件

(ア) 期間

- ・6ヵ月間以内

(イ) 会場・開催方法

- ・会場は原則として「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」とすること。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策等の理由により、オンラインに切り替える場合も考慮すること。

(ウ) 提案するプログラムには、次の要素を織り込むこと。

- ・プログラムのコンセプトや特徴、キーメッセージを含むプログラム概要
- ・参加企業の募集に向けた広報戦略と制作物（Web ページやチラシ等）
- ・新規事業開発※の一連のプロセスが習得できるワークショップ構成案
※課題の整理や顧客の洞察、商品開発、価格設定やプロモーション戦略の立案等
なお、各プロセスのなかで優先順位を設定することも可能とする。

- ・成果発表会による一般公開実施案
 - ※地元メディアやバイヤー等の関係者を招聘し、実際にビジネスにつなげていくことができるイベントとすること。
 - ・プログラム期間中における映像コンテンツ（静止画・動画）の制作
 - ※映像コンテンツに関しては、実際のプログラムの運営状況も考慮して、広島県と協議の上で制作すること。
 - ・受託者と参加企業のリレーションを高めるコミュニケーション案
 - ・地域の団体・組織・人脈等を巻き込んだ企画・運営・フォロー体制の構築案
- (エ) プログラムの実施に必要な備品等は、広島県と協議の上、受託者にて準備すること。

【企画提案に当たっての留意点】

- (1) 企画提案書には次の内容について明記するとともに、できるだけ定量的な目標を記載すること。
 - (ア) プログラムの詳細な内容（ワークショップの構成・各講義の目的・内容、スケジュール、参加企業の進捗管理方法、伴走者候補の経歴・実績など）
 - (イ) 本業務に係わる体制・組織能力（責任者並びに運営者の構成・配置、本業務を受託するに当たっての強み、同種・類似の業務実績、保有ネットワークなど）
- (2) 他の事業者等との連携を予定している場合は記載すること。
- (3) 見積書の作成に際して、Camps を利用する場合の会場使用料は不要である。

6 委託料上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 業務実施状況の報告

受託者は、広島県の求めがあった場合は、速やかに業務実施状況を報告すること。

8 業務の成果物

- (1) ワークショップ及び成果発表会の開催 1 式
- (2) 本業務終了後、本プログラムで制作した試作品が実際に販売されるまでの継続性や発展性に関する考察（任意様式）
 - ※ 上記の項目について、実績報告書に記載すること。
- (3) 本事業の映像コンテンツのデータ
 - ・画角：16：9
 - ・解像度：1920×1080 ピクセル以上
 - ・動画配信用の映像、音声に必要な応じてテロップ等を編集した上で、MP4 形式に変換し、USB フラッシュメモリに記録した原盤 1 セットによってデータを納品する。

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 守秘義務
 - 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできない。
 - なお、委託業務終了後においても同様とする。
- (2) 立入検査等
 - 広島県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳票類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

10 その他

(1) 業務の履行

業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、広島県と受託者との協議して業務を行うものとする。

また、受託者は広島県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

(2) 完了報告書の提出

受託者は、業務を完了した日又は履行期間の末日迄に業務完了報告書を提出すること。